

議案第66号

財産の処分について議決を求める件

財産の処分について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を処分する。

1 財産の種類、面積及び所在地

種類	面積	所在地
土地	23,152.06平方メートル	鹿児島市西谷山二丁目1番1, 1番2, 1番3 及び1番4

2 処分金額 3,500,007,000円

3 処分の相手方 鹿児島市谷山中央五丁目12番3号  
鹿児島医療生活協同組合  
鹿児島市谷山中央五丁目15番1号  
株式会社南日本薬剤センター

(提案理由)

農業試験場跡地の一部を処分しようとするものである。